

AFS Global Up Teen 利用規約

AFSグローバル・コンピテンス・サーティフィケート(「GCC」)の各プログラムの参加生(「参加生」または「あなた」)は、以下の利用規約を守らなければなりません。公益財団法人AFS日本協会(以下、「AFS」といいます)はAFSメンバー組織の国際ネットワークを運営しており、この利用規約は、AFSと各参加生との間の契約となるものです。現在、GCCには5つのプログラムがあります。Global Up Abroad、Global Up At Home、Global Up At Work、Global Up Teen、そしてGlobal Up Educator(総称して「GCCプログラム」)です。

Global Up Teenプログラム

Global Up Teenプログラムは、19のモジュールと4回のライブセッションで構成されています(ライブセッションのないプランもあります)。

ライブセッション

ライブセッションがあるプランでは、参加生はすべてのライブセッションに参加しなくてはなりません。予め指定されたライブセッションの日程を申し込み前によく確認し、すべてのライブセッションに参加できると判断した上で申し込んでください。正当な理由なくライブセッションを欠席した場合、プログラム修了証は発行されません。何らかの正当な理由によりライブセッションに参加できない場合は、学校の担当教員に申し出ます。担当教員はその旨をすぐにAFSに通知して、承認を受けます。2回以上の欠席はその理由のいかんを問わず、プログラム修了の認定を受けることは出来ず、修了証も発行されません。

修了証

修了証を得るには、指定された期日までにすべてのモジュールとライブセッションを受けなくてはなりません。(ライブセッションの参加に関しては、ライブセッションのあるコースのみ)これを満たしていないとAFSが判断した場合には、修了証は発行されません。

GCCプログラムに登録する前に、以下の条件を注意深くお読みください。GCCプログラムのいずれかに登録することは、これらの条件に同意したことになります。これらの条件に同意しない場合は、GCCプログラムに参加することはできませんし、AFSがGCCプログラムを提供するために使用するプラットフォームにアクセスすることもできません。

AFSは、予めプログラム参加中の生徒と学校、または参加が決まっている生徒と学校にプログラム変更の7日前までに通知することにより、生徒と学校の利益に適合するか、合理性の認められる限度でGCCプログラムの内容を変更することができます。

GCCプログラムに申し込む参加生は、中学二年生以上でなければなりません。GCCプログラムと、その提供のためにAFSが使用するプラットフォームへのアクセスは、中学二年生以上の人だけが利用できます。すべてのGCC参加生は、以下を表明し保証します。すなわち、申請時に少なくとも中学二年生であること、また、これらの条件に同意できる法定年齢に達していること、あるいは同意するために保護者、または法定後見人(以下、保護者と法定後見人をまとめて「保護者」といいます)の許可を得ていること、および提出するすべての登録情報が正確かつ真実であることです。AFSは、いずれの個人に対しても、自己の裁量により、GCCプログラムサービスの提供を拒否し、資格基準をいつでも変更することができます。ただしこの定めは、法律で禁止されている場合は無効であり、そのような法の管轄地域においてはGCCプログラムにアクセスする権利は取り消されます。

1. GCCプログラムの利用

参加生は、本利用規約を完全に遵守することを条件として、個人的・非営利目的の場合に限り、関連するGCCプログラムへのアクセスを許可されます。この許可の下では、参加生は、次のことは行えません。すなわち、GCCプログラムのコンテンツに変更を加えること、GCCプログラムのコンテンツを商業目的で使用する、そこから著作権またはその他の財産権表記を削除すること、または、GCCプログラムの受講に必要なアカウントを別の個人または団体に譲渡することです。参加生のGCCプログラムへのアクセスの許可は、参加生がこれらの制限または本利用規約の他の条項のいずれかに違反した場合、自動的に取り消されます。またAFSは、この許可をいつでも取り消すことができます。

2. プログラムへの申し込み

GCCプログラムへの申し込み受付と登録は、AFSスタッフまたはAFSが正式に指定した代理人によって行われます。参加生は申し込み前にGlobal Up Teenのチラシ、および本利用規約をよく読み理解します。また、その内容は保護者もよく理解し、保護者の同意を得た上で、申し込みと支払いをします。プログラムへの申し込みと同意の確認は、オンラインフォームより行います。

3. プログラム開始前のAFSによるプログラム中止または延期

AFSには、参加希望者数の不足またはその他自己の支配外を合理的に超えた要因により、GCCプログラムを中止する権利があります。万が一、参加希望者数が少ないなど、いずれかの理由で開始前にプログラムが中止された場合、AFSは受け取ったすべての支払いを返金することで、参加予定者に対するすべての責任および義務を果たします。

プログラムの最少実施人数は、原則10名とします。校内で募集を開始し、申し込み締め切り日までに最少実施人数に満たなかった場合は原則開催できません。

申し込み締め切り日以降、何らかの理由により参加予定者数が最少実施人数に満たなくなった場合には、AFSは学校と協議し、中止や延期等の対応を決めます。

4. 支払い条件

参加生とその保護者は本利用規約に定める条件の下に、プログラム参加費全額を、以下のとおり、AFSに支払います。

プログラム開始予定日から遡って28日前までに、学校の定める支払い方法で、担当教員へ参加費を支払います。

担当教員は、参加生全員のプログラム参加費を回収し、AFSが指定した期日までにAFSへ参加費を振り込み、これをもって参加費の支払いが完了するものとします。プログラム参加費が指定された期日までに支払われなければ、参加生のプログラムへの参加が取り消されることがあります。

申し込みフォームの提出は、参加の承認を自動的に保証するものではありません。承認されなかった登録者による支払いは、すべて返金されます。GCCプログラムに参加するための資格は次のとおりです。

- GCCプログラムに申し込む時点で、中学二年生以上であること。
- 文化の違い、世界情勢、持続可能な開発、および若者の問題に関心を持っていること。
- 英語での異文化学習に意欲的であること。
- 安定したインターネット接続を備えたコンピューター、スマートフォン、またはその他のデジタルデバイス

バイスを利用できること。(GCCプログラムのコンテンツとフォーラムにアクセスするため)ライブセッションがあるコースでは、上記に加えてウェブカメラとマイクを備えたデジタルデバイスを利用できること。

5. 参加生によるキャンセル

参加生が申し込みフォームを送信してプログラム参加費を支払うと、AFSはそれらの登録を検討し、処理し、そして管理します。いったんAFSによってGCCプログラムへの参加が承認されると、参加生には参加承認の通知が電子メールにて届きます。AFSによって参加が承認されると、プログラム参加費に関し、以下の返金規定が適用されます。これ以降は、返金規定やプログラム参加費の額に異議を唱えることはできません。参加生が途中でプログラムをキャンセルした場合は、プログラム修了の証明を求めることはできません。

プログラム参加費の支払期日後、参加生がやむを得ない事情でプログラム参加を取りやめる場合は、すぐに学校の担当教員に申し出ます。

参加生がプログラムへの参加を取りやめた場合、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費から、参加取りやめの通知がAFSに届いた時点に応じて、下記のとおり返金の規程を定めません。払戻金の振込手数料は、いずれの場合も参加を取りやめた参加生とその保護者の負担となります。

- (a)プログラム開始予定日から遡って21日までの場合、全額返金。
- (b)プログラム開始予定日から遡って20日目以降の場合、返金はありません。

6. プログラムの中止または延期

AFSは、理由のいかんを問わず、いつでもGCCプログラムを中止または延期する権利を有します。その場合、影響を受ける参加生に対し、AFSが受け取ったすべての支払い金額を限度として、プログラム参加費の払い戻しが行われます。AFSが、自己の支配を合理的に超えた状況のために、GCCプログラム開始後にそのプログラムを中止しなければならない場合には、AFSは代替プランを提供し、参加生がプログラムを修了できるよう努めます。

代替プラン検討の結果、AFSがプログラムを実施できないと判断した場合、AFSはプログラムを中止する権利があります。

プログラム参加費の支払期日後、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費から、中止になった日程に応じて、下記のとおり返金の規程を定めます。払戻金の振り込み手数料はいずれの場合も、参加生とその保護者の負担とします。

- (a)プログラムスケジュールの進捗の50%未満の場合、全額返金。
- (b)プログラムスケジュールの進捗の50%を過ぎた場合は、参加費の50%を返金。

AFSの支配を合理的に超えた状況(不可抗力)には、以下が含まれる可能性があります:学校都合、天災、事故、暴動、戦争、テロ行為、エピソード(感染症の地域や国や大陸レベルの流行)、パンデミック(感染症の世界的な大流行)、検疫隔離、市民の騒動、通信設備の障害、Webホストの障害、インターネットサービスプロバイダー(※1)の障害、自然災害、政府の作為または不作為、法律または規制の変更、および全国的ストライキ。

※1 「インターネットサービスプロバイダー」とは、nifty, BIGLOBE, OCNのような、インターネット接続というサービスを提供している事業者のことです。

7. プログラム参加の取消

参加生は、この利用規約を遵守しなければなりません。それには、本文書後半に述べる参加生行動規範の遵守が含まれますが、これはGCCプログラムプラットフォームを適切に使用するためにAFSが定めるものです。AFSは、参加生行動規範を含み、本利用規約に概説されている規則や条件を守らないGCCプログラム参加生に対し、警告なしに、GCCプログラムの参加を取り消す（およびプログラムプラットフォームへのアクセスを取り消す）ことができます。AFSは、プログラムの参加を取り消されたGCCプログラム参加生に対し、プログラム参加費の払い戻しは行いません。

AFSは、参加資格を満たしていない申し込みについては、その申し込み者に電子メールで通知し、そしてプログラム参加費の支払いがすでに行われている場合は払い戻しを行うことによって、その申し込みを承認しない権利を有します。またAFSは、GCCプログラム参加生が参加生行動規範（以下を参照）を守らなかった、またはその他の方法でGCCプログラム、他のGCCプログラム参加生、またはAFSの評判にとって有害となる行為に及んだと、AFSまたはその権限ある代理人または代表者が判断した場合、そのようなGCCプログラム参加生のプログラムへの参加を終了させることもできます。AFSは、GCCプログラムへの参加に関連してそのようなGCCプログラム参加生が負担したいかなる支出についても、責任を負わないものとします。そのような参加終了の結果生じたすべての経費は、該当の参加生または保護者が負担するものであり、未使用のプログラムの払い戻しをもってそれに充てることはありません。

8. モニタリング

AFSは、自己の裁量により、GCCプログラムのフォーラムの内容をモニターして、参加生行動規範を含む本参加条件が守られているかを判断し、適用される法律や規制、または政府の正当な要請に従って行動する場合があります。AFSはまた、本参加条件に違反している、またはその他の点で問題があると自己の裁量において判断すれば、フォーラムのいずれかの投稿またはその他の内容を削除する権利を有します。

9. 利用規約の変更

AFSは、予めプログラム参加中の生徒と学校、または参加が決まっている生徒と学校に効力発生の7日前までに通知することにより、生徒と学校の利益に適合するか、合理性の認められる限度で利用規約の内容を変更することができます。

10. 損害

AFSは、GCCプログラムプラットフォーム上でアクセス可能なサードパーティ・サービスプロバイダー（※2）については、そのプロバイダーの使用によって参加生が被ったいかなる損害についても、責任を負わないものとします。AFSは、GCCプログラムのコンテンツを配信するオンライン・プラットフォームのために、サードパーティプロバイダー（※3）を使用します。そのようなプラットフォームにアクセスする時点において、参加生は、そのプラットフォーム上で表示されている使用条件に同意するものとします。

※2 「サードパーティ・サービスプロバイダー」とは、YouTubeやPadlet、Typeformといった外部へのサードパーティーにアクセスできるプロバイダーのことです。

※3 「サードパーティプロバイダー」とは、LMSプラットフォームホルダーのことです。LMSとは、 Learning

Management System(学習管理システム)で、このLMSを提供・運用する事業者のことをサードパーティプロバイダーと言います。AFSのオンライン教材Global Up TeenのLMSプラットフォームは、「Bridge」というプラットフォームを使っており、第10項での「サードパーティプロバイダー」は、この「Bridge」プラットフォームを指します。

11. プライバシー・ポリシー

[AFSプライバシー・ポリシー](#)は、AFSが参加生の個人データを収集および処理する方法に関する詳細を提供します。GCCプログラムのオンライン同意欄に示されている通り、GCCプログラムに登録する前に、このポリシーを注意深く検討してください。あなたが未成年者であり、そのような同意に保護者の同意が必要な場合は、個人情報をAFSと共有する前に、保護者に許可を求めてください。そのような許可について、AFSは、そのコピーの提出を求める場合があります。この場合、AFSは、保護者に電子メール等で連絡し、保護者の同意を確認することもできます。参加生およびその保護者は、参加生の写真、フィルム、ビデオ(以下、「肖像」)をAFSがプログラムの推進活動の資料として時折使用することを了解します。参加生およびその保護者は、AFSに対し、以下の権利、すなわち本プログラムに参加した参加生のアンケートやインタビュー、肖像、音声録音、その他肖像の静止画像または活動画像一切を、合法的かつ正当な目的のために使用、出版、再生する権利及びこれに関連して参加生の氏名を使用する権利を付与します。また、AFSは提供された連絡先に他のプログラムの募集等の電子メール等を送ることがあります。AFSは取得した個人情報を含む上記の情報について厳密に管理し、必要な目的以外には使用しません。

12. 保証免責

この利用規約に別段の定めがある場合を除き、法律で認められる最大限の範囲で、AFSもそのサードパーティのライセンサー(※4)も、GCCプログラム、組み込まれたソフトウェア、または本利用規約に基づいて提供されるいかなるサービスに関しても、明示的か黙示的かを問わず、または法令、コモンロー、慣習、慣例またはその他の方法による、いかなる保証または約束も行いません。AFSもそのサードパーティのライセンサーも、GCCプログラムと(もしあれば)そのサポートサービスを「現状のまま」、そのすべての欠陥とリスク全体とともに提供します。したがって、GYプログラム(参加している場合)によって質的な満足が得られるか、その成果はどうか、正確さはどうか、またその出来はどうかは、参加生にかかっているのです。AFSおよびそのサードパーティライセンサーは、GCCプログラム、サードパーティソフトウェア、および本利用規約に基づき提供されるサービスについて、いかなる明示または黙示の表明または保証も行いません。それには、商品価値、特定の目的についての適合性、品質についての満足、侵害の不在、または参加生によるGCCプログラムの使用が中断されず、ウィルスに侵されず、エラーも生じないこと、についての明示または黙示の表明または保証が含まれます。参加生は、本参加条件上、いかなるサードパーティのライセンサーによっても、明示または黙示の表明または保証が行われていないことを認めます。

※4 「サードパーティのライセンサー」とは、コンテンツのライセンスを許可した人(団体)のことです。外部の専門家が開発したコンテンツをAFSオンライン教材のコンテンツの一部として使用することの許可を与えてくれた人や団体(そのコンテンツのオーナーシップを持っていて、AFSにライセンスを許可した人)のことです。

13. 損害賠償責任の制限

AFSまたはサードパーティライセンサー、もしくはその他のいずれかの個人もしくは団体は、故意または重大な過失がない限り、GCCの参加生に対して、間接損害、付随的損害、懲罰的損害、ま

たは特別損害のいずれかの場合についても、損害賠償責任を負いません。

14. 代替サービス

GCCプログラムが、その学習管理システムプラットフォーム、ビデオ会議プラットフォーム、活動、またはその他の部分ないしは全体において、変更、遅延、延期、キャンセル、またはその他提供されなかった場合、AFSは、確保または提供可能な代替または補足サービスを提供することができます。そのような代替手段が利用できないとAFSが判断した場合、AFSは、そのような得られなかったサービスについてAFSがサービスプロバイダーから払い戻しを受けることができる金額から、AFSが立替えて支払った、または支払う予定の金額を差し引いた額を、GCCプログラム参加生に返金するものとします。

15. 知的財産権

GCCプログラムに含まれるコンテンツは、適用される著作権法および商標法、ならびにその他の該当する財産権および法律によって保護されています。知的財産権の侵害は、該当する法律により処罰の対象となります。AFSは、GCCプログラムのコンテンツに関するすべての著作権、商標、およびその他の知的財産権を含むがこれらに限定されないすべての権利について、それらを所有しているか、第三者素材を使用するために必要な許諾を確保しています。

16. 免責

GCCプログラムとその実施に関連して、参加生と保護者は、AFSとその代理人、役員、職員、ボランティア、およびディレクターを、妥当な弁護士費用を含め、あらゆる損失、責任、請求、訴訟、または要求から免責することに同意します。ただし、そのような損失、責任、請求、訴訟、または要求が、AFS側の故意または重大な過失に基づく場合を除きます。

17. 争訟

本利用規約の内容及びそれに関連する事項についての争訟は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

公益財団法人AFS日本協会を代表して

公益財団法人AFS日本協会理事・事務局長署名欄: 河野 淳子
日付: 2022年2月9日

AFS Intercultural Programs, Inc.は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市に本部を置く非営利法人です。公益財団法人AFS日本協会は、内閣府認定の公益財団法人です。日本では、公益財団法人AFS日本協会がAFSプログラムを運営しています。本プログラムおよび利用規約の日本での運用に関して、公益財団法人AFS日本協会は、AFS Intercultural Programs, Inc.からサブライセンスを付与されています。

最終更新日: 2022年2月9日

参加生行動規範

参加生は利用規約とともに、参加生行動規範(AFS Global Up Teenのモジュールにも記載)についてもよく読み、それを遵守することが求められます。

参加生行動規範

この参加生行動規範は、各GCCプログラム参加生、GCCオンライン・プラットフォームまたはその他のAFSオンライン・プラットフォームのユーザー(「参加生」または「あなた」)が、AFSの掲げる価値と使命に従って、他者との様々な文化交流の経験を楽しめるように作られたものです。この参加生行動規範(以下、「行動規範」といいます)には、国際教育団体AFS Intercultural Programs(以下、「AFS」といいます)のオンライン・コミュニティに参加するすべての参加生にとって、快適で、協力が得やすく、魅力があり、かつ有意義な体験を維持していくためのガイドラインが含まれています。私たちのオンライン・コミュニティは、様々な背景や体験を持つ個人から成り立っており、文化的・知的・社会的多様性が豊かに反映されています。したがって、参加生には、人々の信頼とコミュニティの信用を得られるような、正しい行動を示すことが期待されます。以下のガイドラインはAFSによって制定され、AFSのオンライン・コミュニティに参加するすべての参加生に適用されます。AFSの提供するオンライン上のいかなるプログラム、プロジェクト、活動、イベントにおいても、参加生は常にAFSのオンライン・コミュニティや個人の評判を高める形で、敬意を持って参加しなくてはなりません。

あなたがこれらの基本的なルールを守ることができない場合には、AFSは独自の判断であなたのコメントを削除することができるほか、あなたのアカウントは警告の有無にかかわらずブロックあるいは削除される可能性があります。また、それ以降の「Bridge」または、「AFSのオンライン学習プラットフォーム」の利用を禁じられる可能性もあります。

- AFSのオンライン・プログラムによって、様々な場所に住み、多種多様な文化や背景を持つ人たちが、つながり、結びつきます。したがって、オンライン上で他の参加生やスピーカー、AFSのスタッフ、チームのメンバーなどの他者とコミュニケーションをとる時には、すべての参加生がお互いの文化、伝統、信仰などに敬意を払うことが重要です。
- 参加生には、いかなるプラットフォームにおいても、発言したり、投稿したり、シェアしたり、コメントしたりする内容について慎重になることが求められます。乱暴な言葉や強調表記、感嘆符の使用に注意を払うことは、あらゆる形の誤解を避けるために不可欠です。自然な会話の流れを中断したり、他のユーザーが意見をやり取りしにくくなるような行動をとったりするのはやめましょう。
- 異なる意見が出ることもあるかもしれません。したがって、参加生には、寛容さや我慢強さ、理解力を示すことが期待されます。侮辱的、悪意がある、差別的、危険、性的に不適切、または攻撃的とみなされたり、嫌がらせを目的としたりするような不適切な内容のものを、投稿したり、シェアしたり、コメントしたりすることは許されません。また、人種や民族や性に関して違法なもの、有害なもの、脅迫的なもの、侮辱的なもの、嫌がらせ目的のもの、中傷的なもの、下品なもの、猥褻なもの、他者のプライバシーを侵害するもの、悪意のある内容のもの、真実性が疑わしい内容のものを、投稿したり、シェアしたり、発信したり、人が閲覧できるようにしてはなりません。
- 私たちのオンライン・コミュニティは、すべての参加生に対して、誠実な交流を育むこと、また誰もが参加しやすい環境を維持することを期待します。一方的な、または無許可の広告、販売促進を目的とするもの、迷惑メールや一斉送信メール(スパム)、あるいは他のいかなる形の勧誘も、投稿したり、シェアしたり、発信したり、人が閲覧できるようにしてはなりません。テーマから外れた内容や関係のない内容、あるいはスパムを投稿すると、議論が妨げられ、コミュニティの目的からそれることになります。偽情報、作り話、または詐欺目的の情報が含まれる内容を投稿したり、リン

くしたり、シェアしたりした場合は、ディスカッションの投稿から削除される可能性があります。

- 他者の権利を尊重しましょう。このサイトのユーザーの個人データを集めたり、ユーザーに関する情報をスパムの送信あるいは送信の促進を目的として使ったりしてはなりません。本人の同意なしに写真や動画にタグ付けしたりキャプションを入れたりして、ユーザーやその他の個人を特定できるようにしてはなりません。

- AFSのオンライン・プラットフォームは、専門家やAFSのパートナー機関やコミュニティのメンバーから知識を共有してもらったり、様々なツールやアイデアや情報を得たりといった、有益な機会を提供します。これに伴い、すべての参加生は、著作権法と学問的誠実性の原則に従わなければならない。剽窃物を含むものや、知的財産権や著作権法を守らないものが共有された場合には、削除される可能性があります。あなたが人の閲覧を可能にする権利を有さないもの、すなわち関係当事者のいかなる特許、商標、企業秘密、著作権、あるいは他の財産権を侵害するような内容のものも、投稿したり、シェアしたり、発信したり、人が閲覧できるようにしてはなりません。本サイトから発信されるものの出所を偽るために、ヘッダーを偽造したり、識別子に手を加えたりしてはなりません。

- 参加生は、オンライン・コミュニティの中で、他の参加生だけでなく、多くの産業・セクターの様々な組織に属する専門家とも、個人的につながることができる可能性があります。これに伴い、専門家らしく、敬意を表し、適切な態度で、かつ誠実に、それぞれの個人と交流する責任が生じます。すべての参加生は、申し込み用紙や申し込みフォーム、プロフィール、および写真を通して自分の情報を提供する際に、正直であること、誠実であること、正確であることを求められます。AFSのウェブサイトや各フォームを通して集められた情報は、プライバシーに関する法律に則り、またAFSのプライバシー・ポリシーに従って、取り扱われます。職員、ボランティア、生徒、生徒の親、ホストペアレント、AFSの代表者を含むいかなる個人や事業体になりすますことはしてはなりません。

- 参加生には、コンテンツのプラットフォームにアクセスするためのパスワードを含む自分の個人情報を守る責任があります。パスワード、マイナンバー、社会保障番号、銀行や決済に関する情報、その他の要配慮個人情報(不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう特に取扱いに配慮すべき個人情報)をプラットフォーム内で共有することは、固く禁じられています。

- 参加生には、この参加生行動規範および適用される利用規約に詳述されている通りの認められた範囲内で、提供されたオンライン・プラットフォームを利用することが求められます。このサイトの機能、またはソフトウェアやハードウェアや通信機器の機能を妨害したり、損なったり、制限したりする意図を持つ、あるいは第三者のデータやその他の情報に許可なくアクセスする意図を持つ、コンピューターウイルスまたはその他のコンピューターファイルやプログラムを含むいかなるものも、投稿したり、シェアしたり、発信したり、人が閲覧できるようにしてはなりません。

- 参加生には、上記に定められたガイドラインを守らない参加生やAFSのプラットフォームで危険な振る舞いをしている参加生について、AFSが提供する連絡方法を用いてAFSに報告することが求められます。同様に、オンライン・プラットフォームにおける不適切なコメントや振る舞いについてフラグを付けてglobalup@afs.or.jp宛にメールで知らせることが求められます。

- AFSは、妨害行為や不適切な振る舞いが報告されたいかなる参加生のアクセスも停止させる権利を有します。そのようにアクセスを停止された参加生は、プログラム参加費の一切の払い戻しを受けることができません。

この行動規範に含まれる情報によって、AFSの各サイト利用規約に明記されたいかなる条件、規定、義務、規約、要件も取り消されることはありません。適用される利用規約とこの行動規範のあいだに矛盾が生じた場合は、利用規約の規定が優先され基準となります。

AFSは、予めプログラム参加中の生徒と学校、または参加が決まっている生徒と学校に効力発生の7日前までに通知することにより、生徒と学校の利益に適合するか、合理性の認められる限度で参加者行動規範の内容を変更することができます。